

## 税務あれこれ⑪

### 東日本大震災の義捐金について

Q. この度東北地方で大地震が発生しました。阪神大震災の被災者として何とかお手伝いできないものかと考えておりますが、現地まで遠い上に、原発の問題も懸念されているので、月並みですが義捐金で支援したいと思っています。その義捐金の税務上の取り扱いをご教示下さい。

#### A.

##### 1. 個人の方の場合

特定寄付金に該当すれば、次の内容の寄付金控除（所得控除）を受ける事が出来ます。

特定寄付金の額の合計額 － 2千円 ＝ 寄付金控除額  
（特定寄付金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度）

##### 2. 法人の方の場合

「国又は地方公共団体に対する寄付金」「指定寄付金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

##### 3. 特定寄付金、国等に対する寄付金、指定寄付金

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄付した義捐金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平23.3.15財務省告示第84号）として直接寄附した義援金等
- ⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの（以下「募金団体を経由する国等に対する寄附金」といいます。）

##### 4. 申告について

- ① 所得税（個人）・・・ 義援金等を寄附したことが確認できる書類の添付
- ② 法人税（法人）・・・ 義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存

上記書類は、振込控えでも可能です。

税務レポート 2011.4.1号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp <http://www.cft-partners.jp>